

目 次

第1号（9月9日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	2
○職務のために議場に出席した者の職氏名	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	3
○開 会	6
○町長の挨拶	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○報告第5号及び報告第6号（説明）	8
○報告第7号（説明）	8
○承認第16号（説明）	9
○承認第17号（説明）	9
○承認第18号（説明）	10
○承認第19号（説明）	11
○承認第20号（説明）	11
○承認第21号（説明）	12
○議案第45号（説明）	12
○議案第46号（説明）	13
○議案第47号（説明）	13
○議案第48号から議案第52号（説明）	14
○議案第53号（説明）	15
○認定第1号から認定第12号まで（説明）	16
○一般質問	17
高 田 浩 樹 君	17
南 ゆかり 君	23
佐々木 一 郎 君	26

○延 会..... 3 1

令和2年9月越前町議会定例会

会 期 令和2年9月9日～令和2年9月18日 10日間

開 会 令和2年9月9日 午前10時00分

閉 会 令和2年9月18日 午前10時41分

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	高田 浩樹	○		
2	南 ゆかり	○		
4	藤野 菊信	○		
5	米沢 康彦	○		
6	田中 太左エ門	○		
7	佐々木 一郎	○		
8	齋藤 稔	○		
9	伊部 良美		○	
10	青柳 良彦	○		
11	笠原 秀樹	○		
12	木村 繁	○		
13	北島 忠幸	○		
14	吉村 春男	○		

会議録署名議員の氏名

6 番議員	田中 太左エ門	7 番議員	佐々木 一郎
-------	---------	-------	--------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	杉本 恭伸	事務局書記	杉森 匡
------	-------	-------	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	内藤 俊三	副町長	野 賢一
教育長	久保理恵子	総務理事	畑 雅樹
民生理事	佐々木靖郎	産業理事	牧田 芳広
建設理事	山谷 芳一	教育委員会事務局長	吉田 純子
会計管理者	山下 和信		

令和2年9月越前町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和2年9月9日（水）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 5号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 6号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 7号 令和元年度越前町一般会計継続費精算報告書
- 日程第 7 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて
（越前町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 8 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて
（越前町介護保険条例の一部改正について）
- 日程第 9 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度越前町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第10 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度越前町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第11 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度越前町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第12 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度越前町上水道事業会計補正予算（第3号））
- 日程第13 議案第45号 越前町議会議員及び越前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定

について

- 日程第 1 4 議案第 4 6 号 財産の無償譲渡について
(越知山大谷寺青少年旅行村)
- 日程第 1 5 議案第 4 7 号 令和 2 年度越前町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 1 6 議案第 4 8 号 令和 2 年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 7 議案第 4 9 号 令和 2 年度越前町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 5 0 号 令和 2 年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 9 議案第 5 1 号 令和 2 年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 5 2 号 令和 2 年度越前町集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 1 議案第 5 3 号 令和 2 年度越前町上水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 2 認定第 1 号 令和元年度越前町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 2 号 令和元年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 3 号 令和元年度越前町介護保険事業特別会計 (保険事業勘定・介護サービス事業勘定) 歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 4 号 令和元年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 5 号 令和元年度越前町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 6 号 令和元年度越前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 28 認定第 7 号 令和元年度越前町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 8 号 令和元年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 9 号 令和元年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 10 号 令和元年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 11 号 令和元年度越前町上水道事業会計決算認定について
- 日程第 33 認定第 12 号 令和元年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 34 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（青柳良彦君） おはようございます。

このたびの越前町議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染したことについて、町民の皆様にも多大なる不安を与え、ご心配をおかけしましたこと、議会を代表いたしまして深くおわび申し上げます。

この間、町民の皆様よりいただきましたご意見をしっかりと受け止め、与える影響の大きさを鑑み、今後、本町議会議員が新型コロナウイルス感染者の認定を受けた旨が確認された場合には、氏名等を公表することといたします。

今後、さらに町議会議員一同、気を引き締め、なお一層の感染症対策を徹底するとともに、コロナ禍に負けない安全で安心して過ごせるまちづくりに邁進していく所存でございますので、よろしく願いをいたします。

さて、議員各位には本日開会の令和2年9月定例会にご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいまから令和2年9月越前町議会定例会を開会いたします。

ここで、会議に先立ち、越前町民指標の唱和を議場の全員で行います。

ご起立願います。

事務局長が本文を1項ずつ朗読しますので、各項、引き続きご唱和願います。

（全員起立の上、唱和）

○議長（青柳良彦君） ご着席願います。

ただいまの出席議員数は12人です。なお、伊部良美君から欠席届が提出されております。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

議事日程については、お手元に配付のとおりです。

ここで、町長の挨拶を許します。

町長。

町長（内藤俊三君） 登壇

○町長（内藤俊三君） 令和2年9月越前町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げ、併せて行政報告をいたします。

9月に入り、日に日に夕暮れが早まり、少しずつ秋めいてまいりましたが、日中はまだまだ残暑が続いております。議員各位には、9月定例会のご案内を申し上げますところ、何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素より町政発展のためご支援、ご協力を賜り、心から深く感謝を申し上げます。

さて、8月27日に本町で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認され、また、町内でクラスターが発生するなど、第2波到来の中、新型コロナウイルス感染症に関しては予断を許さない状況にあります。感染されました方に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、町民の皆様には、引き続き、ソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、手洗いなど、感染拡大を防止する新しい生活様式の実践にご協力をお願いいたします。さらに、感染された方や濃厚接触者となられたご家族の皆様へのプライバシーの保護や、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

本町といたしましては、町民の皆様のお安全と安心を守るために、今後とも、県や医療機関との連携を図り、全力で新型コロナウイルス対策に取り組んでまいります。

さて、8月28日に行われた安倍晋三内閣総理大臣の辞任会見は、関係方面に大きな衝撃を与えました。第2次安倍内閣発足から7年8か月にも及ぶ長期政権において、集団的自衛権の行使を一部可能にした安全関連保障法を成立させ、また消費税率を2段階で10%に引き上げるなど、外交や経済、社会保障、地方創生、国土強靱化など多岐にわたり政策が展開され、いろいろな分野の課題に取り組んだ政権であったかと思っております。次期内閣においては、喫緊の課題である新型コロナウイルスの感染症対策や経済回復のほか、東京オリンピック・パラリンピックの開催、人口減少問題や地方創生の推進などに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、今年の7月は梅雨前線の長期にわたる停滞により、豪雨災害が発生するなど長雨が続き、8月になってようやく長い梅雨が明けると、連日猛暑日が続きました。9月に入り、4日には坂井市で震度5弱の揺れを観測した地震が発生しました。さらには、台風9号、10号など、勢力の強い台風の脅威にさらされる日々が続き、被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

近年の暴風雨や大雨は10年に一度というよりも50年に一度、100年に一度と言われております。福井で震度5以上の揺れを観測する地震は、実に57年ぶりと言われております。このような現象は、近年全国各地で見られます。本町といたしましては、大規模自然災害への危機意識を高めるとともに、ウィズコロナの中、感染拡大の防止と経済の回復に加え、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。また、限りある財源の中ではありますが、災害への備えに万全を期すとともに、関係機関と連携し、町民の安全と安心を守るため、災害はいつどこで発生するか分からないことを肝に銘じ、気を引き締めていきたいと思っております。

ここで、6月定例会以降の行政の対応についてご報告させていただきます。

今年は、新型コロナウイルスの蔓延により、本町の4大祭りに数えられる7月の越前みなと大花火、あさひまつり、8月のOTAIKO響に加え、9月の敬老会、戦没者追悼式、越前さかなまつりなどが軒並み中止となりました。そのような中でも、8月26日と9月2日には、一足早く、今年100歳の長寿者と米寿を迎えられた方々へ慶祝訪問をさせていただきました。記念品をお贈りし、長寿のお祝いを申し上げます。毎年思うことですが、皆さんのはつらつとしたお姿に私のほうが元気をいただいたような思いでございました。

また、一昨日の9月7日には、県庁に赴き、知事に対して町が抱える課題に対する重要要望を行ってまいりました。6月定例会以降の主な行政の対応等につきましては以上でございます。

最後に、本定例会には報告案件が3件、承認案件6件、議案第45号 越前町議会議員及び越前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてほか、8議案、決算認定の12案件、同意案件2件を提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議を賜り、妥当なご決議をお願い申し上げまして、令和2年9月定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青柳良彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、私のほうより指名いたします。6番、田中太左エ門君、7番、佐々木一郎君、以上2名の方を、本定例会会期中の署名議員に

指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（青柳良彦君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。
これに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（青柳良彦君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月18日までの10日間に決定いたしました。
なお、会期中の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第3 諸般の報告

- 議長（青柳良彦君） 日程第3 諸般の報告を行います。
議長、副議長の諸会合への出席状況報告書と、閉会中に開かれた一部事務組合議会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。
次に、監査委員より、令和2年5月分から令和2年7月分に関する例月現金出納検査結果の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第5号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第5 報告第6号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について

- 議長（青柳良彦君） 日程第4 報告第5号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第5 報告第6号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（内藤俊三君）登壇

- 町長（内藤俊三君） 報告第5号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第6号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。
これら2報告案件につきましては、令和元年度越前町各会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担費比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政への健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。
以上、よろしくお願い申し上げます。

日程第6 報告第7号 令和元年度越前町一般会計継続費精算報告書

- 議長（青柳良彦君） 日程第6 報告第7号 令和元年度越前町一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 報告第7号 令和元年度越前町一般会計継続費精算報告書について、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成30年度及び令和元年度までの2か年度の継続費として設定されましたホッケー場改修事業に係る継続年度が終了し、継続費精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定より報告するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第7 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（越前町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（青柳良彦君） 日程第7 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（越前町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（越前町国民健康保険税条例の一部改正について）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者の負担を軽減するため、越前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年6月16日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

今回の改正につきましては、減免の適用を受けようとする者の申請について、減免の特例の規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（越前町介護保険条例の一部改正について）

○議長（青柳良彦君） 日程第8 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（越前町介護保険条例の一部改正について）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（越前町介護保険条例の一部改正について）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免の特例を規定するため、越前町介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年6月16日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告、承認を求めるとでございます。

今回の改正につきましては、減免の適用を受けようとする者の申請について、納期限までの申請に限定しないため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第9 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第5号））

○議長（青柳良彦君） 日程第9 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第5号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、感染症の影響を受けている地域経済や住民生活を早急に支援する必要があること及び去る6月14日からの豪雨により被害を受けた町道や河川等の復旧工事を早急に実施する必要があることから、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年6月16日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ7,749万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億5,676万5,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策では、総務費の企画費にコミュニティバス等の運賃を来年3月まで無料とするため、運行委託料を増額いたしました。

次に、民生費の老人福祉費において、高齢者の買物を支援するため、サポーター業務委託料を計上いたしました。

次に、商工費の商工振興費において、町内を訪れる観光客の減少等により売上げが激減している旅館や飲食店等への応援事業としてプレミアム商品券の発行委託料や、危機的状況にある旅館、民宿、料亭に対する応援支援金を計上いたしました。

次に、消防費の災害対策費において、町内の3歳児以上の保育園児や小・中学生等に夏場のマスク生活を快適に過ごしてもらうために、冷感マスクを配布する費用を計上いたしました。

続きまして、6月14日豪雨災害関連では、土木費の道路橋梁費及び河川費に被災箇所を復旧するための修繕料を計上いたしました。

次に、災害復旧費には、農地及び町道の災害復旧工事、測量設計委託料を計上いたしました。

歳入につきましては、夏休みを返上して登校する小・中学生を持つ家庭への支援金として、学校給食費負担金2か月分を減額いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業については財政調整基金繰入金を、災害復旧事業費については前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第10 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第6号））

- 議長（青柳良彦君） 日程第10 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（内藤俊三君）登壇

- 町長（内藤俊三君） 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、小・中学校や保育所等における新型コロナウイルス感染防止の備品等の整備や観光連盟の宿泊クーポン券の追加発行などを早急に取り組む必要があること及び宮崎中学校の空調設備が故障し、早急に修繕する必要があることから、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月8日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ6,803万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億2,480万2,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、民生費の児童福祉費において、保育所や児童館及び子育て支援センターでの新型コロナウイルス感染拡大を防止するための備品等の購入費を計上いたしました。

次に、商工費の観光費において、新型コロナウイルス感染対策として、海水浴場での過密状態の緩和と安全対策のための警備委託料及び観光連盟が実施する宿泊クーポン券の発行や団体旅行誘客を促進するための補助金を計上いたしました。

次に、教育費の小中学校費及び中学校費には、学校における新型コロナの感染リスクを最小限とするための備品等の購入費を計上いたしました。また、故障した宮崎中学校の空調設備の整備工事費を計上いたしました。

歳入につきましては、各事業に対する国・県支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額し、不足額については前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加内示により、財政調整基金繰入金を減額いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第11 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第7号））

- 議長（青柳良彦君） 日程第11 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（内藤俊三君）登壇

- 町長（内藤俊三君） 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町一般会計補正予算（第7号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、上水道事業会計の補正に伴い繰出金が必要となったことから、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月20日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億2,750万2,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、衛生費の上水道費におきまして、上水道事業会計負担金を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第12 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町上水道事業会計補正予算（第3号））

○議長（青柳良彦君） 日程第12 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町上水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度越前町上水道事業会計補正予算（第3号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、朝日地区上水道施設の6号井取水ポンプが故障し、早急に取り替える必要があることから、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月20日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました越前町上水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出それぞれ270万円を追加し、収入及び支出の予定額の総額を2億5,981万円と定めたものでございます。

収益的支出につきましては、営業費用の原水及び浄水費において、取水ポンプ取替えに伴う工事費を計上し、営業外費用では消費税納付金を減額いたしました。

収益的収入につきましては、営業外収益において他会計負担金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第13 議案第45号 越前町議会議員及び越前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（青柳良彦君） 日程第13 議案第45号 越前町議会議員及び越前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 議案第45号 越前町議会議員及び越前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、令和2年12月12日から施行されることに伴い、越前町議会議員及び越前町長の選挙における選挙運動費用を公費負担とするため、新たに条例を制定するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第14 議案第46号 財産の無償譲渡について（越知山大谷寺青少年旅行村）

○議長（青柳良彦君） 日程第14 議案第46号 財産の無償譲渡について（越知山大谷寺青少年旅行村）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 議案第46号 財産の無償譲渡についての提案理由を申し上げます。

越知山大谷寺青少年旅行村管理棟を大谷寺区に無償譲渡いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、老朽化等による施設の改修が完了し、大谷寺区の区長から集会施設の無償譲渡申請が提出されましたので、大谷寺区に無償譲渡するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第15 議案第47号 令和2年度越前町一般会計補正予算（第8号）

○議長（青柳良彦君） 日程第15 議案第47号 令和2年度越前町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 議案第47号 令和2年度越前町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億7,890万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億640万5,000円と定めるものでございます。

それでは、歳出予算の主な内容からご説明申し上げます。

まず、総務費の選挙費でございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、町議会議員及び町長選挙における選挙運動用経費を公費負担とするために、その負担金を計上いたしました。

次に、民生費でございますが、社会福祉費の社会福祉総務費には、町内における児童発達支援サービスの利用が増加したため、障害児施設給付費を増額いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、補助金の内示を受けまして、中山間集落へ農業支援事業補助金を、農地費には県単小規模土地改良工事費を計上いたしました。

次に、商工費でございますが、観光費に新型コロナウイルス感染症対策として、

県下8町で共同して実施する「まちむら交流マイクロツーリズムキャンペーン」の委託料及びあさひまつりのシンボルであるあんどん山車の改修のための補助金を計上いたしました。

最後に、教育費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局費にスクールバスの増便等に必要な運行委託料を計上し、また、小学校費及び中学校費の学校管理費には、オンライン学習等の環境整備を図るためのタブレット端末等の備品購入費を計上いたしました。

続きまして、歳入でございますが、各事業に対する負担金、国・県支出金、諸収入及び町債をそれぞれ計上し、不足額については前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加内示により、財政調整基金繰入金を減額いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第16 | 議案第48号 | 令和2年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第49号 | 令和2年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第50号 | 令和2年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第51号 | 令和2年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第52号 | 令和2年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |

○議長（青柳良彦君） 日程第16 議案第48号 令和2年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第20 議案第52号 令和2年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの5議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 議案第48号から議案第52号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第48号 令和2年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ395万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,621万9,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金において、福井県への医療給付費分等納付金額が確定したため、納付金を増額いたしました。また、諸支出金の一般会計繰出金において、国民健康保険の制度改正に伴う丹南広域組合システム改修のための繰出金を計上いたしました。

歳入につきましては、県支出金及び前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第49号 令和2年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ1,053万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,404万1,000円（保険事業勘定23億7,304万1,000円、介護サービス事業勘定1,1

00万円)と定めるものでございます。

歳出につきましては、諸支出金において、前年度の介護給付費の確定により国庫負担金等に返還が生じたので、返還金を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、補正予算を調製しました。

次に、議案第50号 令和2年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出それぞれ1,860万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,747万4,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、簡易水道事業費の一般管理費において、令和元年度の消費税納付金が確定したので、この額を計上いたしました。施設管理費においては、各地区の漏水及び機械修繕に伴う修繕料等を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、不足額については一般会計繰入金を増額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第51号 令和2年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ745万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,651万8,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、公共下水道事業費の一般管理費において、令和元年度の消費税納付金が確定したので、その額を計上いたしました。施設管理費においては、朝日浄化センターのナンバー1ポンプ井水位計取替え工事費を計上いたしました。また、特定環境保全公共下水道事業費の一般管理費においても、令和元年度の消費税納付金が確定したので、その額を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、不足額につきましては一般会計繰入金を増額し、補正予算を調製いたしました。

最後に、議案第52号 令和2年度越前町集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出それぞれ1,658万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億490万3,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、農業集落排水事業費の一般管理費において、令和元年度の消費税納付金が確定しましたので、その額を計上いたしました。また、漁業集落排水事業費の一般管理費においても、令和元年度の消費税納付金が確定したのでその額を計上し、施設管理費においては、城ヶ谷1号中継ポンプ場の汚水ポンプ取替え等の工事費を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、不足額につきましては一般会計繰入金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第21 議案第53号 令和2年度越前町上水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(青柳良彦君) 日程第21 議案第53号 令和2年度越前町上水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(内藤俊三君) 登壇

○町長(内藤俊三君) 議案第53号 令和2年度越前町上水道事業会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

本予算案は、収益的収入及び支出それぞれ140万円を追加し、収入及び支出の予定額の総額を2億6,121万円と定めるものでございます。

収益的支出につきましては、営業費用の配水及び給水費において、下糸生ポンプ場及び萩野配水場のUPSバッテリー取替えの修繕費を計上し、営業外費用では消費税納付金を減額いたしました。

収益的収入につきましては、営業外収益において他会計負担金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第22 | 認定第1号 | 令和元年度越前町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第2号 | 令和元年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第3号 | 令和元年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第25 | 認定第4号 | 令和元年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第26 | 認定第5号 | 令和元年度越前町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第27 | 認定第6号 | 令和元年度越前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第28 | 認定第7号 | 令和元年度越前町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第29 | 認定第8号 | 令和元年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第30 | 認定第9号 | 令和元年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第31 | 認定第10号 | 令和元年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第32 | 認定第11号 | 令和元年度越前町上水道事業会計決算認定について |
| 日程第33 | 認定第12号 | 令和元年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定について |

○議長（青柳良彦君） 日程第22 認定第1号 令和元年度越前町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第33 認定第12号 令和元年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの12議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（内藤俊三君）登壇

○町長（内藤俊三君） 認定第1号 令和元年度越前町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第12号 令和元年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

これら12議案につきましては、令和元年度越前町一般会計ほか9特別会計の歳入歳出決算認定及び2事業会計の決算認定をお願いいたしたく、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により提出するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青柳良彦君） ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 5 分から本会議を再開しますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（青柳良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 34 一般質問

○議長（青柳良彦君） 日程第 34 一般質問を行います。

なお、伊部良美君から通告のあった一般質問の取扱いについては、越前町議会会議規則第 61 条第 4 項の規定により通告の効力を失うため、質問順を繰り上げ、質問者を 6 名といたします。

それでは質問者は、通告書に基づき要領よく簡潔に質問してください。また、答弁については、的確にお願いいたします。

質問の順は、お手元に配付の一覧表の順により行います。

順番に発言を許します。

初めに、一問一答方式での一般質問を行います。

1 番、高田浩樹君。

1 番（高田浩樹君）登壇

○1 番（高田浩樹君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、一般質問をいたします。

まずもって、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に対し、心からお見舞い申し上げます。また、感染症の対応につきまして、医療従事者の皆様、町職員の皆様、多くの関係者の皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症の影響と課題及び取組について、質問をいたします。

昨年の 12 月に中国の武漢市で報告された原因不明のウイルス性肺炎は、その潜伏性の高さ、グローバル化した経済活動から急速に世界中に感染が広がりました。我が国では、今年の 1 月に初めて感染が確認され、それから現在に至るまでの経緯については、皆さんよくご存じのことと思います。現在、人と会うときはマスクを着用、対面ではアクリル板などの仕切りをし、小まめな手洗い、アルコール消毒、体温チェック、3 密の回避、ソーシャルディスタンス、今では私たちの生活の中で当たり前になっていること、1 年前には想像できなかったことだと思います。

新型コロナウイルス感染症は、防疫の観点を含め日常生活のあらゆる場面で注意が必要であり、また、経済活動、産業構造、行政運営、あらゆる方面で多大な影響を及ぼしています。そこで、新型コロナウイルス感染症による影響を含め町民の生活、産業、財政についての課題や取組など、現状と今後の見解について伺います。

○議長（青柳良彦君） 町長。

○町長（内藤俊三君） それでは、高田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症は、日本で第一例目の方が発症してからこれまで約8か月、現在も終息に至らず、約7万人の方が感染、発症いたしました。福井県では、7月以降これまで121人が感染し、去る8月27日には、ついに越前町で初の感染者が確認されたところであります。

さて、町ではこれまで想像もしなかった新型コロナウイルスという未知の脅威に対し、町民への影響を想定しながら新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で、様々な課題を協議し、その都度予防策や支援策を講じ、実施してまいりました。福井県で初めての感染者が確認されました3月以降、町民の皆様には日常生活の行動の制限や感染予防対策により、毎日が不安と隣り合わせの生活でございました。

町といたしましては、支援を必要としているご家庭や高齢者の生活を守ることを第一に考え、感染した場合に重症化しやすい方へのマスクの配布をはじめ、子育て世帯や福祉施設従事者などへの応援、高齢者の買物支援、そしてコミュニティバスの利用料や上水道使用料に係る基本料金の免除など、手探りの中で実施をしてまいりました。

また、特に経済への打撃は深刻であり、県内、町内企業への影響は計り知れないところがございます。イベントの中止や外出自粛、休業要請は社会全体に波及し、直接的な影響を受けた旅館、民宿をはじめ、飲食業や小売店など、町内各種産業にも大きなダメージを与えております。そこで、飲食店や旅館、民宿への応援事業として、日常生活用品の購入やテイクアウト・デリバリーの際に利用できる商品券の発行、さらに町内の旅館、民宿、料亭、飲食店で利用できるプレミアム商品券を発行いたしました。

また、観光連盟に対して、県内外から観光客を呼び込むための宿泊クーポン券の発行に対する助成や、中小企業の減収による貸付利息の補填、福井県の休業要請協力金に対する負担などを行ってまいりました。

また、感染予防対策といたしまして、児童福祉施設における感染防止の備品等の整備や休校となっておりました小・中学校の再開に向けた感染防止対策に対する支援、さらに臨時休校時において自宅で学習できるようにする環境整備、スクールバスの増便なども今定例会においてご提案しているところでございます。

いずれにいたしましても、これまでに行ってまいりました支援は、国・県の支援策と重複せず、また相乗効果が見込まれるものなど、越前町の実情に合った独自の支援策を講じてまいりました。

今定例会を含め、これまでに新型コロナウイルス感染症の関係で要した予算の総額は、国民全てに1人当たり10万円を支給しました国の特別定額給付金事業などを含めると28億2,985万5,000円となり、そのうち町独自の支援策などに要した額は6億5,837万4,000円となっております。その財源を申しますと、国からの感染症対応地方創生臨時交付金に加え、財政調整基金、寄附金等を充てさせていただいております。

全国的な傾向では、製造業、宿泊業、飲食業の受けたダメージが特に大きく、減収、資金繰り、そして雇用問題等により倒産する企業も相次いでいるとのことであり、本町も例外ではなく、深刻な状態となっております。

また、町内での感染が確認されたことで、今後、感染された方や濃厚接触者となられた方、風評被害で苦しんでおられる方、不安を感じている町民の方々に対し、心のケア、支援が必要であると考えております。そのほか、これからの台風シーズンの避難所の問題や新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行の問題な

ど、これまで想定されていない問題がまだまだ出てくるものと思われま

す。今後も起こり得る最悪の事態を想定し、町民の生命・財産を守るために迅速かつ適切な支援や対策を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青柳良彦君） 高田浩樹君。

○1番（高田浩樹君） 今、町長より様々なコロナ対応の対策、実際の事業等々をお聞きしました。新型コロナウイルスという未知の脅威に対して、町民の影響の想定しながら手探りの中でということのご答弁でしたけれども、当初は本当にまさに手探りであったかなと思います。ただ、これまで感染症対応として検証したこと、次につながる対応、対策などについて、何かございましたら伺いたいと思います。

○議長（青柳良彦君） 町長。

○町長（内藤俊三君） 新型コロナウイルス感染症は、これまで全く経験したことがない未知のものであるということで、第1波といわれる時期、国・県からの情報が少なく、全てにおいて暗中模索状態でありました。町民が何を必要としているか、何が求められているか、どんな状況になっているのかなど情報を収集しながら、その時々において最善の支援が何かを考えてまいりました。

第1波期においては、町民一人一人がうつらない、うつさない行動を徹底していただいたおかげで感染者を出すことがございませんでした。何事も同じであります。初動対応、正確な情報収集、提供、それに適切な対応が最も重要であります。第1波期は、それらが全てかみ合い、町民が一つになったことで乗り切れたものと考えております。

今のところ、今後につながるような対策については模索中ではありますが、今後とも県や医療機関等と連携しながら新型コロナウイルスと戦ってまいりたいと考えております。

○議長（青柳良彦君） 高田浩樹君。

○1番（高田浩樹君） 現在も危機の真ただ中でありまして、状況も刻一刻と変化している状況で、柔軟な対応というものが求められる状況だと思います。検証もなかなか実際難しい面もあるとはございますが、また次の事業とかに有効に生かせるよう可能な範囲で検証、分析等を行っていただくようよろしくお願いいたします。

あと、最初のご答弁で新型コロナウイルス感染症の町独自の支援策のほうの財源の話がありました。今定例会を含めて6億5,000万円以上の予算を組んで、その財源は臨時交付金、財政調整基金、そういったもので充当しているということでありましたけれども、この交付されている感染症対応地方創生臨時交付金の額と残高、これまで充当してきた、充当予定の財政調整基金のその残高とについてお聞きします。

○議長（青柳良彦君） 総務理事。

○総務理事（畑 雅樹君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

感染症対応地方創生臨時交付金は、これまでに5億5,741万9,000円の内示がありました。今回の9月補正予算を含めて4億2,667万6,000円を活用させていただき、その残高につきましては1億3,074万3,000円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る財政調整基金の取崩し金額は、1億1,888万1,000円で、当初予算を含め予算措置されて、現時点での残高につきましては、17億4,747万円となっております。

以上でございます。

○議長（青柳良彦君） 高田浩樹君。

- 1番（高田浩樹君） 現状の残高として、財調が17億円あるということだと思うのですが、すけれども、財源の背景、重要ではありますが、それとともに現在の危機的状況を鑑みますと、町民の生活、地域経済、産業を守っていくために町として、また施策、事業を展開していくために財政出動の必要性、そういったものも検討していくことがあるかと思いますが、このことについてどのようにお考えか伺います。
- 議長（青柳良彦君） 町長。
- 町長（内藤俊三君） 町民の生活を守ることが最も大切であり、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況下において、安全・安心を確保する上で必要だと判断される場合におきましては、ちゅうちょなく財政出動を考えていきたいと思っております。
- 議長（青柳良彦君） 高田浩樹君。
- 1番（高田浩樹君） ありがとうございます。よく分かりました。
最初の町長のご答弁の中に感染された方、濃厚接触者の方、風評被害などで苦しんでおられる方、また町民で不安になられている方に心のケアや支援が必要というご答弁がありましたけれども、このような方々を対象にした施策、現段階でどのようなことをお考えか伺います。お願いします。
- 議長（青柳良彦君） 町長。
- 町長（内藤俊三君） 今回、町内にお住いの方の感染が確認をされました。店舗名などを公表いただいたことで、町が把握できた濃厚接触者の方や風評被害で困っておられた方に対しましては、事務所などの消毒に対し、専門業者の紹介や消毒液などの支給、心配事などの相談に丁寧に応じてまいりました。
今後は、感染の被害等に遭われた方が実際に困っている個々の事案に対する対応や町民が誹謗中傷を受けたり、不安を感じたりした場合には、町が関わることで解決を図ってまいりたいと考えております。
- 議長（青柳良彦君） 高田浩樹君。
- 1番（高田浩樹君） また引き続き、丁寧な対応のほうでよろしく願いいたします。
また、今の質問とも関連するのですがすけれども、コロナウイルス感染症、この感染症は実害もさることながら、感染予防に関して、言わば日常生活のあらゆる場面で注意を要すること、それで感染した場合に家族、また身近な人、あと接した方、多大な影響を及ぼすことから、何かのきっかけで不安や疑念が増大しやすい要素をはらんでいると考えます。
このようなことも含め町としてどのような姿勢で対応していくことが重要だとお考えか伺います。
- 議長（青柳良彦君） 町長。
- 町長（内藤俊三君） これまでも感染状況が大きく変化したとき、また町民への影響が特に心配されるときには、皆様が動揺しないように私自身が呼びかけてまいりましたが、今後も引き続き心がけてまいります。
また、加えて人権を配慮した上で、できる限り情報を公開し、町民の皆様と共有することで不安を拭い去ることが大事であると考えております。
- 議長（青柳良彦君） 高田浩樹君。
- 1番（高田浩樹君） 町長が直接呼びかけておられることに関して、承知しております。防災行政無線などを通じて。これはとても重要なことだと私自身は思っております。また、私たち議員も何らかの形で発信していくことも同時に大事なかなと思っております。
ここ数か月間、町民の皆様は目に見えない脅威、また不安を抱えながら様々な形

で制限のある生活をされてきたことだと思います。部活で最後の大会ができなかった方、学校や地域のイベントの中止、変更を余儀なくされた方、これまで情熱を注いできたこと、ずっと楽しみに待っていたこと、これらが消え去ってしまったことを想像しますと胸が締めつけられる思いです。

町におきましては、町民の皆様、それぞれの思いに寄り添いながら安心・安全な生活が送れるよう今後もできる限りの対応をよろしく願いいたします。

次の質問ですが、新型コロナウイルス感染症はこれまでの延長では全く予想できなかった問題であるかと思います。一方、ある程度予測できる問題として人口減少とそれに伴う様々な影響があるかと考えます。

国勢調査の結果を基礎とし、住民基本台帳の増減数を加えて算出した福井県の推計人口によりますと、越前町では合併当初の平成17年2月2万4,337人でしたが、毎年減少を続け、今年8月には1万9,904人、4,433人減少しております。15年と6か月の間で約18%減少しています。内藤町長が就任後の平成25年4月には、2万2,427人であった町の人口は、今年8月までに2,523人減少、7年と4か月の間で約11%減少したことになります。今年3月に改訂された人口ビジョンにも示されておりますが、社人研の平成22年と平成27年との将来推計人口を比較しますと、平成27年のほうが将来にわたり減少傾向の幅がとて大きくなっております。町として、様々な施策を実施しながらも、人口減少はさらに加速度を増しているとも言えます。

戦後からの大きな流れでいえば、全国的に人が増えていくこと、少なくとも維持されていくことを前提に行政運営をしてきた経緯があったかと考えます。内藤町長が就任して以来の7年と半年間は、本町において既に明確に人口が減っていくことを前提にした行政運営であったのではないかと考えます。2期目の町長就任の挨拶でも、人口減少とその影響について言及されておりますが、そこで人口減少とそれに伴う様々な影響について、課題や取組について現状と今後の見解を伺います。

○議長（青柳良彦君） 町長。

○町長（内藤俊三君） それでは、人口減少とそれに伴う影響及び今後の取組についてお答えをいたします。

越前町の人口については、議員ご指摘のとおり4町村合併以来、継続して減少を続けております。また、日本全体で見ましても2008年の人口ピーク以降、日本では長期間にわたって、人口減少が続くことが確実に見込まれており、人口減少による影響をいかに緩和するかは地方自治体における最も重要な課題であると考えております。

人口減少は様々な影響を地域にもたらしますが、最も危惧されるのは地域の活力低下であります。地域の担い手、働き手が少なくなることで様々な行事等ができなくなり、住民同士が交流することで生まれる生き生きとした活力が奪われることとなります。また、災害時、緊急時において、家庭、地域の担い手がいなければ、防災対策の3要素のうちの自助、共助が機能しなくなり、災害での人命救助が困難となることで被害の拡大につながるようになります。

さらに、人口減少による担い手の不足については、町内全般にわたる諸活動に影響が及びます。言うまでもなく、医療、介護、保健福祉等に携わる方々は、町民が健やかに生活できるよう日々大変な活躍をされておりますが、人手不足によりこれらの方々がいなくなっていくとなれば、町民の健康を維持することが困難になります。

産業建設の分野においても、目に見えて影響が出ております。例えば、農業では農業従事者数の減少が続いておりますが、高齢化と相まって、農地や農業用施設の管理に手が行き届かず、結果として耕作放棄地が増加しております。

また、建設業者の人員不足も状況は進んでおります。冬期における除雪作業などのオペレーターの確保が困難になってきており、除雪体制の再構築は重要な課題であります。

我が国が直面している人口減少の現実は一層厳しく、その解決に特効薬と言えるような対策はなく、町民、行政、関係者相互の協力、協働を通じて、工夫を凝らした施策を一つ一つ確実に実践することが大切であります。

そこで、本町では昨年度、第2期越前町総合戦略を策定し、本町における人口減少等に対する施策を取りまとめました。その中において、「ふるさと越前町」創生戦略として、「観光立町」の実現により安定した雇用を創出する、定住人口の確保、交流人口の創出により新しい人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての総合的な施策を展開し、若者世代の希望を叶える安全・安心な生活環境を充実させ、安心な暮らしを守ることを重点施策として掲げ、町民や特に子供たちが住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

また、人口減少は財政面に関しては、当然のことながら納税者の減少を意味しており、未来にかけて財政規模が縮小していくことは避けられません。しかし、幸いなことには、合併前からの人口減少の流れの中でここ10年間の税収については、法人税による波はありますが経済成長や1人当たりの税収額の増加により、ほぼ横ばいの状況と言えます。財政の健全化比率等についても比較的安定した比率を示しておりますが、将来における財政悪化を回避するためにも、これまでに以上に財政健全化の取組が必要と考えております。

町では、これまでも人口減少を踏まえて、保育所や給食センター、上下水道施設など公共施設等の統廃合を進めてまいりました。また、財源確保のため企業誘致にも取り組んできました。今後とも、こうした財政の合理化、効率化を適正に進め、新たな財源の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

これまで述べてきましたとおり人口減少に対しましては、これらの施策の効果を見極めながら、総合的に実施していくことが重要であります。そして、町民の皆様が越前町に愛着を持って、安心と健康に恵まれながら町に住み続けるまちづくりと、町の特性や魅力を発信し、移住者を呼び込み定住に結びつける取組を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（青柳良彦君） 高田浩樹君。

○1番（高田浩樹君） 人口は減少しているが、それに応じてできることを着実に行って、財政として比較的安定しているということのご答弁だったかと思えます。

現状、確かにそのように理解できますし、そのほかのご答弁に関してもちょっと幾つか思うところはあるのですが、将来について幾つかあるのですが、今回、ちょっと時間も短いので、その中で1つお伺いしたいことがあるのですが、人口減少に伴う諸活動の担い手の不足、人手不足ですね、その影響についてのご答弁がありました。今後、どのような対策、対応を具体的にお考えなのか伺います。

○議長（青柳良彦君） 町長。

○町長（内藤俊三君） 人口減少に伴って、人手不足はより深刻さが増してきておりますが、これに対し、多様な人材を社会活動に早期に参加できるよう支援することが大切です。その支援策の一つとして、結婚・出産・育児等で一時退職した女性が

再就職する際の手助けをするために、再就職についてのいろいろな悩みや不安を解消し、採用に積極的な企業とのマッチングを図ることで女性の社会復帰への支援を進めてまいりたいと考えております。

このほか、組織の力を高めるための支援も人口減少への一つの対策と考えております。例えば、農業関係において認定農業者等の担い手の育成とともに、集落営農組織や農業法人への支援を進めております。施設の機械化や高度なテクノロジーを採用した効率的な設備を導入し、生産性を向上して、人材が少ない中でも事業の進展ができる組織体への転換を支援します。

さらに、漁業の担い手の育成においては、漁業の魅力を知ってもらい、就業するまでの支援を行うことにより、県外からの若者を呼び込む成果も上がっております。今後、町内での居住環境を整備し、新規就業者への地元への定着を図ってまいります。

このような対策を一つ一つ総合的に実施していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（青柳良彦君） 高田浩樹君。

○1番（高田浩樹君） 人口が減少していくこと、またその影響、その両方をしっかり捉えていただき、また町として現在と未来に対してどのように適応していくか、これが重要だと考えます。

先ほどのご答弁にもありましたけれども、人口減少そのものを何とかしようということについては、確かに特効薬はないかもしれないなど私自身も思います。ただ、それに伴う影響や課題については、今ほどのご答弁にありました支援策、また環境整備、テクノロジーの導入など、そういったことが有効な手段になり得ると考えます。特に中でもテクノロジーの進化というものは、あらゆる前提を今後、変えていく可能性があるので、早い段階から関心を持っていただき、取り扱うことができるよう準備していくことが重要だと考えます。現在の課題に着実に取り組んでいただき、未来に向けてどう種をまいていくか、これがこれからの越前町にとってとても大切だと思います。

今回の一般質問は、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（青柳良彦君） これで高田浩樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時より本会議を再開しますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（青柳良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、南 ゆかり君。

2番（南 ゆかり君） 登壇

○2番（南 ゆかり君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。

まず、このたび新型コロナウイルスに感染された方々に心からお見舞い申し上げます。少しでも早く心身共に健康的な生活に戻られることをお祈りいたします。

それでは、私は今回、越前町の獣害対策について質問いたします。

獣害問題は、江戸時代以前よりある人間と獣の間のなかなか解決しない問題です。いかにバランスよく共生していくかという問いを、いつの時代も問われています。

ここ数十年、イノシシや特に鹿の個体数が激増しています。シカ算という言葉があり、単純計算5年ほどで個体数が倍になるそうです。現在において、共生バランスが崩れているのは明白です。

越前町内各地区における獣による農業被害額の推移はどのようになっていますか。お願いします。

○議長（青柳良彦君） 産業理事。

○産業理事（牧田芳広君） お答えいたします。

獣害による農業被害額につきましては、福井県農業共済組合への被害届によりますと、平成22年度における被害額は1,405万1,000円でした。過去10年間における被害額のピークは平成25年度の2,506万3,000円であり、令和元年度においては、1,082万2,000円と、減少傾向ではございますが、依然高い水準で推移しているものと考えております。

また、地区別の被害額につきましては、過去10年の平均で申し上げますと、朝日地区が210万7,000円、宮崎地区が568万5,000円、越前地区が215万4,000円、織田地区が330万円となっており、宮崎地区においての被害額が全体の43%を占めている状況でございます。

また、平成22年度において報告のなかった鹿による被害額は、令和元年度では被害額全体の25%、274万4,000円の被害が報告されており、鹿による被害が顕著になってきている状況でございます。

○議長（青柳良彦君） 南 ゆかり君。

○2番（南 ゆかり君） 宮崎地区の被害が一番多いということで、宮崎地区は農業関係者がたくさんいらっしゃるって、農業者は獣害に遭うと生産意欲が大きくそがれてしまいます。また、実際の被害は家庭菜園や樹木被害も含めると、表に上がっている全額の5倍と言われていました。

鹿やイノシシ等、獣との接触事故件数の推移について教えてください。

○議長（青柳良彦君） 産業理事。

○産業理事（牧田芳広君） お答えいたします。

接触事故の推移でございますが、鯖江警察署交通課によりますと、平成27年度、イノシシ5件、鹿1件、熊1件、平成28年度、平成29年度は両年共にイノシシ2件、鹿1件、平成30年度はゼロ、令和元年度におきましては、イノシシ1件、鹿4件でした。

○議長（青柳良彦君） 南 ゆかり君。

○2番（南 ゆかり君） 実際の件数以上に危うくぶつかりそうになったという話をよく聞きます。「動物注意」の道路標識設置を検討されてはいかがでしょうか。特に出没件数が多いところは、住民への注意喚起が必要かと思われます。

続いて、各地区におけるおよその種別、生息個体数を把握しているのか教えてください。

○議長（青柳良彦君） 産業理事。

○産業理事（牧田芳広君） お答えいたします。

各鳥獣の個体につきましては、イノシシにおいては、県でも個体数調査はしておりません。町におきまして、その個体数については把握をいたしておりません。また、鹿につきましては、福井県第2種特定鳥獣管理計画によれば、嶺北地方に

約2万7,000頭が生息するものと推測されており、そのうち越前町管内には1,000頭前後が生息しているものと推測されているところでございます。

○議長（青柳良彦君） 南 ゆかり君。

○2番（南 ゆかり君） イノシシは、県でも個体数調査をしていないとのこと。鹿は、町内に1,000頭ほど生息しているということが分かりました。現在にそぐわない禁猟区もあるとお聞きしておりますが、いま一度禁猟区画の見直しをしていただけるかどうか教えてください。

○議長（青柳良彦君） 産業理事。

○産業理事（牧田芳広君） お答えいたします。

禁猟区は狩猟法の改廃によりまして、現在は鳥獣保護区と名称が変更になっております。鳥獣の保護の見地から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定されるものです。

越前町管内には、県知事により3か所の鳥獣保護区が指定されており、総面積は1,186ヘクタール、存続期間ですが、20年で随時区域の見直しが可能とのことでございます。

なお、鳥獣保護区においても、イノシシ、鹿などの特定鳥獣につきましては、町長の許可により有害捕獲が可能であるため、鳥獣保護区の設定による有害鳥獣対策への影響は少ないものと考えております。

○議長（青柳良彦君） 南 ゆかり君。

○2番（南 ゆかり君） 鳥獣保護区であっても、イノシシ、鹿など特定鳥獣については、町長の許可により有害捕獲が可能だということについて住民は知らないと思いますので、周知をお願いいたします。

それでは、鳥獣の埋設処分方法について教えてください。

○議長（青柳良彦君） 産業理事。

○産業理事（牧田芳広君） お答えいたします。

越前町における捕獲した個体の処分については、区または農家組合に埋設処分をお願いしております。処分に当たりましては、1頭当たり7,000円の埋設手数料をお支払いしているところですが、埋設作業の負担が大きいことや、埋設場所の確保が課題となってきたことは、承知いたしているところでございます。

しかし、現在、嶺北地方において捕獲した個体を焼却処分できる専用施設はなく、捕獲従事者等による埋設処分に頼らざるを得ない状況にあります。

現在、県内唯一の専用施設として稼働している嶺南広域行政組合の処理施設においても、その運営費及び施設修繕に要する経費は多額であり、年々負担が増加しているとのことでございます。

また、一昨年視察をしました大野市の鳥獣分解装置についても、その設置場所と管理者の確保が容易ではありません。これらの状況を踏まえると、現段階では処理施設による処分は難しいものと考えております。

○議長（青柳良彦君） 南 ゆかり君。

○2番（南 ゆかり君） 埋設作業の負担や埋設場所の問題を考えると、どの獣も1頭当たり7,000円という手数料は見直す必要があると思います。やはりこれは大きな問題なので、町がしっかり考えていただくことを強く要望いたします。

近年、特に鹿の個体数が増加しておりますが、町に獣害対策本部を設置して、各地区住民と協力しながら獣害対策に取り組む必要があるかと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（青柳良彦君） 町長。

○町長（内藤俊三君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

鹿等の個体数が増加した背景には、複数の原因が重なり合って増加したものと考えられております。近年の暖冬により積雪量が減少し、越冬しやすくなったことや、里山への人の入込みが減少し、里地周辺で生息が可能となったこと。また、耕作放棄地の増加や狩猟者の減少と高齢化なども、頭数増加をもたらしているものと考えられております。

特に鹿においては、平成16年まで雌鹿に対して禁猟措置が取られていたことも、個体数増加の原因と考えられております。

獣害対策本部の設置をとのご質問でございますが、現在、町においては、猟友会丹生支部、福井県、J A、鯖江警察署及び農家組合など、関係機関により越前町鳥獣害対策協議会を設置しており、情報交換をしながら捕獲及び防除対策を実施していただいているところでございます。

先ほど産業理事の答弁のとおり、獣害被害は高い水準で推移しておりますが、獣害対策は一定の効果を上げており、今のところ対策本部設置の必要はないものと考えております。

また、被害対策において効果を上げるためには、個体の捕獲と電気柵等による防除対策を併せて実施することが不可欠でございます。

鹿による被害が大きい集落においては、必ずしも防除対策が十分でない状況が見受けられ、これは近年、認定農業者等に農地の集積が進む一方で、集積された農地の獣害対策が受託者任せになっていることが一因となっております。

議員もご指摘のとおり、獣害対策は住民との協働が不可欠でございますので、今後とも認定農業者を支援するとともに、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業を利用した農家及び地域住民の獣害対策への参加を促してまいりたいと考えております。

また、捕獲した個体の処分につきましても、各区のご協力をいただきながら、町において埋設場所の確保や埋設を支援するなど、捕獲後の処理労力を軽減する方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。南議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（青柳良彦君） 南 ゆかり君。

○2番（南 ゆかり君） ありがとうございます。

今年、宮崎地区において、田んぼの稲穂が鹿に食べられる被害が大きく拡大しております。農家にとって獣による被害は生活に直接関わり、心が折れそうになることです。町は獣害対策に取り組む住民に対して寄り添い、対策マニュアルをつくっていただきたいと思っております。

例えば農業の被害状況や獣の目撃情報を基にした獣害マップの製作をされたり、獣害対策実施の計画を作成し、住民集落での話合いに担当職員が出席していただいて、地域の現状を把握してもらおうということを強くお願いして、今回の私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（青柳良彦君） 次に、7番、佐々木一郎君。

7番（佐々木一郎君） 登壇

○7番（佐々木一郎君） お許しをいただきましたので、一般質問を行います。

コロナ関係者には敬意と感謝を申し上げます。

今回は、入湯税についてお伺いをいたします。

入湯税の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

まず第1に、越前地区で旅館温泉加入状況についてお聞きをいたします。

玉川温泉、厨温泉、南部温泉の3地区から、温泉利用の方々から標準税率1人当たり150円徴収をしているとお聞きをしていますが、3地区ごとの加入件数についてまずお伺いをいたします。

○議長（青柳良彦君） 会計理事。

○会計管理者（山下和信君） 越前地区内における旅館など宿泊施設の温泉加入件数につきまして、令和2年3月末時点で申し上げます。

玉川温泉は町の温泉給湯が6件、民間による給湯が2件で、合わせて8件、厨温泉では町の給湯が11件、南部温泉は町の給湯が4件となっており、3つの温泉を合わせた越前地区における温泉給湯は23件となります。

○議長（青柳良彦君） 佐々木一郎君。

○7番（佐々木一郎君） では、一応質問のほうを先にさせていただきまして、後でまた再質問をしたいと思っておりますので、次にいきます。

この入湯税の納入についてですが、旅館ごとに毎月納入をされているのか、それとも毎月納入をされていないのか、今現在のこの入湯税の月ごとの納入についてお伺いをいたします。

○議長（青柳良彦君） 会計理事。

○会計管理者（山下和信君） 入湯税の納付につきましては、町条例により1か月分の税額等を翌月の15日までに申告し、納付すると規定されております。

一方、各事業者からの申告納付状況でございますが、規定どおり毎月申告し納付していただいている事業者もございしますが、数か月分をまとめて申告納付される事業者や1年分をまとめて一度に申告納付している事業者もございします。

○議長（青柳良彦君） 佐々木一郎君。

○7番（佐々木一郎君） 今、会計理事の話ですと、条例によって1か月分の税額等については、翌月の15日までに町の会計課のほうへ納付をしてもらうというふうなこと条例でこうなっているというんですが、今の会計理事の話ですと、決してそうではない。数か月分まとめて納付する人とか、中には1年間分をまとめて納付をするというふうなこと今納付をしているという回答でございしますが、これ等につきましても、いろいろなご意見等があると思いますけれども、ここで改めて解決方法については、また改善策については、いろいろあると思いますけれども、これは一番最後に町長のほうからご答弁をいただきたいと思っておりますので、次にまいります。

越前地区の入湯税の納入額ですね、それから納付者数、これがいかほどあるのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（青柳良彦君） 会計理事。

○会計管理者（山下和信君） 令和元年度における入湯税の納付状況により申し上げますと、町全体の納付額が1,717万4,100円で、入湯者数は11万4,494人、このうち、越前地区からの納付状況は、納付額が259万9,350円、入湯者数は1万7,329人となっております。

○議長（青柳良彦君） 佐々木一郎君。

○7番（佐々木一郎君） 今、令和元年の決算でこうなっているんだということで、金額と納付者数をお聞きしましたが、1,717万4,000円のうち、納付額は越前地区は260万円だと、納付者数は11万4,500人が1万7,300人ということで、全体でいきますと15.1%、15.1%が旧越前町のこの3つの地区の利用された方から越前町のほうに納めてもらっているというふうなことに

なるわけですが、この金額について多いか少ないかは、私も細かい資料を持っているわけでもありません。これ何とも言えないんです、この数字等については。

それで、次にまいりますけれども、当町で新型コロナウイルス感染症に係る支援策として、これ6月16日の専決をされておりますけれども、民宿、旅館等への支援の中で、年商に応じて10万円から50万円の範囲で支給をしますというふうなことで専決処分をされておりますけれども、先ほど答弁をいただきました温泉、23事業者とおっしゃられたと思うんですが、この3地区の対象の旅館数についてこの支援策の対象になる旅館数ですね、これをひとつお聞かせください。

○議長（青柳良彦君） 産業理事。

○産業理事（牧田芳広君） お答えいたします。

3地区の対象旅館等の件数は、玉川温泉8件、厨温泉10件、南部温泉が5件で、合計23件が対象となっております。

○議長（青柳良彦君） 佐々木一郎君。

○7番（佐々木一郎君） 今、産業理事のほうから、玉川温泉8件、厨温泉10件、南部温泉5件で、23件だというふうなご答弁をいただきました。それでこの支援策、先ほど申しましたけれども、10万円から50万円の範囲内で支給をすると。では、10万円の人は年商が幾らか、また、50万円の人は年商が幾らかというふうなことなんですけれども、聞くところによりますと、5,000万円未満、5,000万円から1億円、1億円から2億円、2億円から3億円、3億円以上ということで、この10万円から50万円までの範囲内で支援金額を交付したということを知っておりますけれども、これでいきますと、年商が相当金額が大きくなるわけなんです。それでもうこれ以上私申しませんが、この支援策の年商額からいくと、先ほど言いました260万円ほど、納付者は1万7,000人というふうなことを、この2つを想定しますと、なかなか正比例するところまではいかないということになると、やはりこの入湯税については、今現在少し洗い直しをしなければいけません、もっともっと現実を見つめてやらなければいけませんというふうなことにたどりつくわけなんですけれども、これについても、後で首長にお伺いをいたしたいと思っております。

次に、この3地区の温泉の使用料についてお伺いをいたしたいと思っておりますが、平成31年で結構です。平成31年度の調定額、収入額、未納額等について、未納件数も分かりましたら教えてください。

○議長（青柳良彦君） 建設理事。

○建設理事（山谷芳一君） 越前地区の温泉使用料についてお答えいたします。

令和元年度の玉川温泉の調定額は、現年度分、滞納繰越分併せて107万2,900円、収入額は95万6,150円、未納額は11万6,640円、未納件数は1件となります。内訳は、旅館業者1件です。

次に、厨温泉の調定額は1,013万1,640円、収入額は727万2,550円、未納額は285万9,090円、未納件数は7件となり、内訳は旅館業者が4件、個人が3件です。

最後に、南部温泉の調定額は679万5,410円、収入額は648万9,650円、未納額は30万5,760円、未納件数は2件でございます。内訳は旅館業者2件です。

以上、越前地区3温泉を合わせました合計は、調定額が1,799万9,840円、収入額が1,471万8,350円、未納額が328万1,490円、未納

件数は10件でございます。内訳で、旅館業者が7件、個人が3件となっております。

以上でございます。

○議長（青柳良彦君） 佐々木一郎君。

○7番（佐々木一郎君） 温泉使用料ですけれども、これも未納額が出てきている。普通ですと、温泉の使用料、普通の上水道とか、そういうふうなものでなく、温泉の使用料までが未納がある、滞納があると。今建設理事のほうで何件、何件と言いましたけれども、恐らくこの旅館経営者の方ではもう既にやめてしまっている、そういうふうな方もあろうと思うんですが、今現在まだ旅館の経営をやって、温泉を使って旅館経営をやっている方もあるのかも分かりませんが、そこまでは今日はあえてお伺いしませんが、やはり温泉の使用料までが未納額が、滞納が何百万円も出てきている。

そういうふうなことになる、今のあれですね、いろいろな方の入湯税についてもしかりですけれども、やはりひとつ町のほうでもしっかりいろいろな関係者の方と十分協議をするなり、また、入湯税の本来の在り方、入湯税というのはこういうものですよというふうなことをしっかり言っていて、説明の中でやはり私は、この入湯税についてはこれ今始まったわけじゃない、旧町からずっと入湯税を、自治用語辞典なんかを読みますと、入湯税については、昭和35年に目的税になったというふうなことが書いてあるわけなんです。その入湯税を取ったそのお金は、温泉の維持管理していく、そういうふうなことに充てなさい。いろいろなことをやっていく中で、今のコロナウイルス感染の支援事業ももちろんですけれども、やはりそういうふうなものにも充てなさい。

いろいろな形でこの目的税ですので、普通税ではない、目的税ということになると、この収入については、こういうふうな経費に充てなさいというふうなことに、一般財源、特定財源と同じような形になるんですけれども、やはりここまで来たらもう慎重になって、15年でない、17年、15年か、15年もっとたつわけなんです。そうやったら、今まではどうだったかも知らないけれども、これからはやはりきちとした形にできるものはやっていかないかん。

私は疑うわけじゃないんですけれども、毎月持ってきてくださいよと、真面目に持ってきてくる宮崎地区、朝日地区は真面目に毎月毎月町のほうへ持ってきている。旧越前町は、会計管理者のほうから話があったように、1年に一遍、何か月に一遍、私は細かいデータはないですけれども、やはりそういうふうなことが会計管理者のほうから報告があるということになると、やはりクエスチョンがついても致し方がない。

もう過去のことは、私は一切申しません。これから先、これから先、入湯税の本来の在り方、取扱い、首長としてこの入湯税については、これは旧越前町地区が対象じゃないんです。朝日町もあります、それから旧宮崎村もあります、織田はないんです。織田はないですけれども、宮崎と朝日は入湯税を払っている業者が何件かあるわけですので、そういうふうな方はきちっと毎月納めている。5人しかなくても納めている。10人でも納めている。旧越前町の人を私はどうのこうの言いませんけれども、どうしてもここまで持っていくのも大変だということであれば、旧越前町にコミュニティセンターがあるわけですので、コミュニティセンターのほうへ持ってきてもらっても、いろいろな方策があると思います。

そういうふうなことで、最後になりましたけれども、町長のほうで、私、言いにくいこともいっぱい言わせていただきました。そういうふうなことで、最後に、

町長としてこの入湯税の取扱い、今後の本来のあるべき現状、あるべき将来像、こうしていききたいんだというふうな強い決意のほどをひとつお聞かせください。

○議長（青柳良彦君） 町長。

町長（内藤俊三君） 登壇

○町長（内藤俊三君） それでは、佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護を管理、施設、消防施設などの整備及び観光の振興に要する費用に充てるための目的税として地方税法に規定されております。

また、納入に関しては、入湯客から事業者の皆様が徴収し、毎月町へ申告納付していただくこととされております。

しかしながら、先ほど会計理事からもご説明いたしましたとおり、本町では一部規定どおりになされていない事案もございます。これは入湯税という税金の趣旨や目的、納入などに関する制度の周知不足が大きな要因であると考えております。

また、事業者の中には、宿にお泊まりのお客様が露天風呂や大浴場を備えた公共温泉をお楽しみいただけるよう、施設への送迎を含め、独自の入浴サービスを提供しているため、宿の浴場を利用されていないお客様から入湯税を徴収しにくいといったケースも見受けられます。

いずれにいたしましても、適正な取扱いではなかったことは事実でございます。この場をお借りして深くおわびを申し上げます。

今後は、文書による案内や個別訪問などを積極的に行い、入湯税の趣旨や制度について事業者の皆様がいま一度理解を深めていただくよう努めてまいります。

また、定期的に申告納付を依頼し、申告が滞っている場合には、申告の催促や実地による聞き取りを行うなど手続の適正化を図り、事業者の皆様のご協力をいただきながら、公平・公正な納付と税収の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。佐々木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（青柳良彦君） 佐々木一郎君。

○7番（佐々木一郎君） 今、町長のほうから、今までのことはこうだと、今後はこういうふうな形で越前町として邁進をしたいというふうな強い決意のお言葉をいただきましたんで、私はもうこれ以上は申しません。

やはり当然越前町は、内藤町長が何回もおっしゃっているように、私は越前町は観光立町として生きていくんだと、生きていききたいんだというふうなことになるれば、当然旧越前町が大きなウエートを占めてくるわけですけれども、そんな中で、やはりいろいろな形で私は旅館経営者なり、またそこに携わっているいろいろな関係者と十分越前町も、町長はじめ副町長さんももちろんですけれども、十分コミュニケーションを取りながら、目的が達せられるように、これはもう信頼関係以外にないわけですけれども、やはりお互いに信頼関係を今まで以上に築いて、観光立町として今後ますます私は発展するように、私も一越前町民としてこのことは望んでおるわけなんです。

そういうふうなことで、今日はこの入湯税について町長の強い決意をお聞かせいただきましたので、ぜひこれを実行されるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（青柳良彦君） これで、佐々木一郎君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青柳良彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会いたします。

なお、明日は午前10時から引き続き一般質問を行いますので、定刻までにお集りください。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 1時39分